

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付要項

この助成は、茨城県内におけるボランティア・市民活動団体の自主的な活動を支援し、地域福祉活動の実現・拡充を期することを目的に、茨城県社会福祉協議会がボランティア基金の利息等から予算の範囲内で助成するものです。

1 助成対象

- (1) 県内に所在し、県民を対象とした地域福祉活動を行うボランティアグループ・NPO法人・任意団体等。
- (2) 申請時に、活動を始めてから1年以上活動している団体に限ります。

地域福祉活動とは

法律による制度などを超えて、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の身近な生活・福祉課題に対し、地域住民が自ら参加し、多様な機関や団体等と連携して、「住民誰もが安心して地域で暮らせる社会づくり」をすすめるための活動を言います。

2 助成事業及び内容

平成26年4月1日から平成27年3月31日の期間に、新たに以下の事業を実施する際に必要な費用を助成します（期間内に終了する事業が対象です）。

- (1) ボランティア・市民活動を振興するための学習及び研修事業
(内容) 住民を対象とした地域福祉・ボランティアに対する理解を深める研修。ボランティアの養成講座。
- (2) ボランティア・市民活動の振興に広く活用できる調査研究事業
(内容) 今後期待されるボランティア活動の推進に効果が見込まれる調査研究。
- (3) ボランティアグループ・市民活動団体による開発的・モデル的事業
(内容) 地域の生活課題等の解決に向けた、他のモデルとなりえる今までその地域で実施した例のない事業。
- (4) ボランティア・市民活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
(内容) 県民に対するボランティア意識の啓発事業、広報活動。 学校・地域における福祉教育の推進。

3 助成金額

1件につき8万円以上50万円以内（総額400万円）

なお、申請事業に係る費用のうち、2割以上の自己負担があることを条件とします。（別表参照）

また、同一年度に複数の事業を申請することはできません。

4 助成対象にならないもの

- (1) 申請する事業について、本会や他機関から助成等を受けている又は見込みがある場合
- (2) 営利を目的とする団体、政治・宗教・選挙に関する活動及び事業
- (3) すでに終了した事業や購入した器材の費用補てん
- (4) グループ・団体の管理運営維持費（事務用機器、家賃、光熱水費等）
- (5) グループ・団体の定例的に実施する組織運営事業（総会、定例会等）
- (6) グループ・団体の当事者活動（会の記念誌発行、視察旅行等）
- (7) 活動の主たる活動範囲・対象が茨城県以外のもの
- (8) 申請書が提出期限までに提出されなかった場合
- (9) 申請書の添付書類に不備があった場合

また、申請事業以外にも汎用性のある器具・器材を購入する場合には、審査のうえ対象とならない場合があります。

5 交付申請方法

- (1) 「助成金交付申請書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記の書類を添付し、郵送もしくは持参により平成26年5月30日(金)(郵送の場合消印有効)までに下記まで提出してください。(審査の日程上、期限後の申請は受け付けません。)

【添付書類】

- ①平成25年度の決算書 ②平成26年度の予算書
③会則 ④見積書(1点3万円以上の器具・器材を購入する場合)

【提出先】

活動する市町村の社会福祉協議会

※ 活動範囲が2つ以上の市町村となる団体は、団体の所在地となる市町村の社会福祉協議会に提出してください。

- (2) 応募は1グループ・団体につき1件のみ有効です。
(3) 必要書類の添付がない場合、審査対象外となります。
(4) 申請書類は、原則として返却いたしません。

6 審査方法

「茨城県ボランティアセンター運営委員会」において、交付申請書の事業概要から下記審査項目により点数化し(※)、総合的に勘案して決定します。

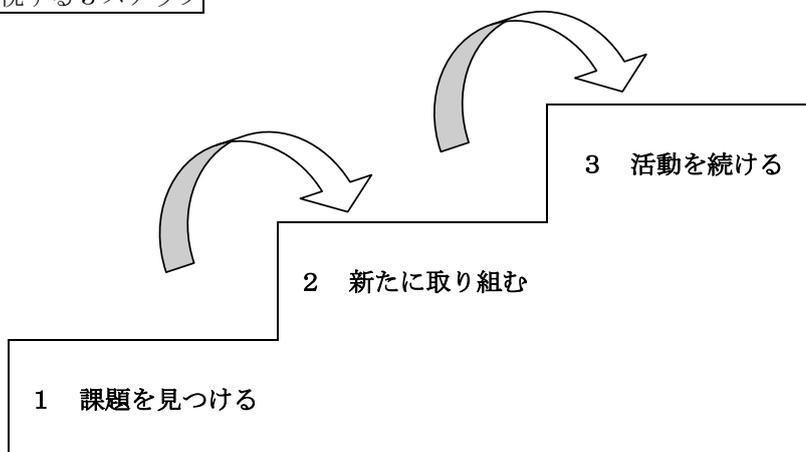
【地域性】地域の中で、まだ対応されていない課題をどのように見出したか。地域において、その課題に取り組むことがなぜ必要か。

【新規性】課題に対して、その団体としてどのような新たな活動を起こし、取り組んでいるか。

【協働性】その活動に際し、地域の人材や社会資源のネットワークを活用しながら、主体的に取り組んでいるか。

【計画性】事業実施にあたり、活動の計画や予算確保などに長期的な見通しを持っており、長く続けていくことが可能な活動か。

本助成で重視する3ステップ



7 助成金の交付決定

- (1) 期限までに交付申請のあった事業について、申請内容を「茨城県ボランティアセンター運営委員会」において審査のうえ、助成金を決定します。
- (2) 審査を行う中で、事業や団体の概要について、問い合わせる場合があります。
- (3) 交付決定は、「助成金審査結果通知書」（様式第2号）により通知しますので、「助成金振込口座通知書」（様式第3号）をご提出ください。
- (4) 交付決定は、7月頃を予定しております。

8 実績報告書の提出

- (1) 交付の決定を受けた団体は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第4号）を茨城県社会福祉協議会に提出してください（報告書の提出締切：平成27年4月10日（金））
- (2) 今回の募集を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、交付の決定を受けた団体が実施する活動について、本会ホームページや広報紙等で紹介、他機関・団体等へ情報提供をすることがありますので、ご承知おきください。

9 助成金の返還

- (1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただきます。
- (2) 次の各号に該当場合は、交付決定を取り消しまたは変更し、既に交付した助成金の全部または一部を返還することになります。
 - ① 助成金を目的外に使用したとき。
 - ② 期限までに実績報告がないとき。
 - ③ 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施が出来なかったとき。

10 問合せ

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部
〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
電話：029-241-1133 FAX：029-241-1434
（※土曜・日曜・休日を除く9：00～17：00）

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付申請書

【26年度】

団体・グループの概要	団体・グループ名	(法人格の有無: 有 無)			
	代表者名	印			
	事務所・活動拠点の所在地等	〒 -			
		TEL		FAX	
		E-mail			
		主な活動地域			
	連絡担当者	氏名		TEL	
※申請内容についてのお問い合わせ先となる、常時連絡可能な連絡先をご記入ください。					
設立年月日	昭和・平成	年	月	日	
		会員数		人	
これまでの活動概要					
申請事業概要	活動事業名				
	申請事業 (該当する事業に○をつけてください)	(1)	ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業		
		(2)	ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業		
		(3)	ボランティアグループによる開発的・モデル的事业		
		(4)	ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業		
	事業対象 (誰に対して)				
	事業実施期間 (いつ)				
事業内容 (何を)					
事業目標 (期待される効果)					
助成金申請額	_____円				

事業の特色	地域性 (地域でどのような課題を見つけたか・それに取り組む重要性)	
	新規性 (課題に対し取り組む活動が、どのような点で新しいのか)	
	協働性 (活動を、地域のどのような人・団体と連携して実施するか)	
	計画性 (活動計画や予算確保などに長期的な見通しがあるか)	

事業実施フロー	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	内容												

必要経費	必要な費用の内訳	項目	単価	数量	金額	うち自主財源	助成申請額
	合計(円)						
助成申請額 (1ページの助成金申請額と一致させてください)					円		
他の助成金・補助金について	団体・サークルの活動費に係る助成金や補助金 (○をつけてください)	助成や補助を受けているもしくは申請している (その名称:)					
		助成や補助は受けていない					
	申請事業に係る、他の助成金や補助金 (○をつけてください)	助成や補助を受けているもしくは申請している (その名称:)					
		助成や補助は受けていない					

同封書類(以下の書類の添付は必須です)	添付チェック
団体・グループとしての予算書(H26)・決算書(H25)	
会則	
見積書(3万円以上の器具・器材購入時)	

【申請書送付および問い合わせ先】

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会(福祉のまちづくり推進部)
〒310-8586 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
TEL:029-241-1133 FAX:029-241-1434

※事務局使用欄	No.				
	受付日	書類確認	連絡		

様式第2号

茨社協第 号
平成 年 月 日

【申請団体・代表者名】様

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
会長 関 正夫

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金審査結果通知書

「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付要項」に基づき貴団体から申請のあった標記助成金について、茨城県ボランティアセンター運営委員会にて審査した結果、下記の通りとなりましたので通知いたします。

記

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金について

交付（交付決定金額： _____ 円）

不交付

(理由)

交付が決定した団体は、「助成金振込口座通知書」（様式第3号）を〇月〇日までに、本会に提出してください。

様式第3号

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
会長 関 正夫

【団体名】
【代表者名】

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金振込口座通知書

平成 年 月 日付茨社協第 号にて交付決定を受けた標記助成金は、下記の口座に振り込み願います。

記

銀行コード		銀行名	
支店コード		支店名	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

注 振込先金融機関は、郵便局以外の金融機関を指定してください。

注 口座振込依頼書に記載された個人情報は、本会からの振込時のみ使用します。

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金実績報告書

【26年度】

団体・グループの概要	団体・グループ名	(法人格の有無: 有 無)					
	代表者名	Ⓜ					
	事務所・活動拠点の所在地等	〒 -					
		TEL				FAX	
E-mail							
助成金決算額		_____円					
実施事業概要	活動事業名						
	実施事業 (実施した事業に○をつけてください)	(1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業					
		(2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業					
		(3) ボランティアグループによる開発的・モデル的事業					
		(4) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業					
実施結果							
成果と課題							
支出した費用の内訳	項目	単価	数量	金額	うち自主財源	助成決算額	
	合計(円)						
	助成金決算額				_____円		

※3万円以上の器具・器材を購入した場合には、領収書を添付してください。

『茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付要項』
申請事業に係る費用のうち2割以上の自己負担があることを示す例

●条件を満たしている例

必要経費	必要な費用の内訳	項目	単価	数量	金額	うち自主財源	助成申請額	
		会場賃借料(××市民センター)	500/回	12回	6,000			6,000
		食材費	5000/回	12回	60,000	15,000		45,000
		ガソリン代	4000/月	12ヶ月	48,000	15,000		33,000
		消耗品費	3000/月	12ヶ月	36,000	15,000		21,000
		合計(円)				150,000 ①総事業費	45,000 ②総自己負担額	
助成申請額 (1ページの助成金申請額と一致させてください)					105,000 円			

②総自己負担額 ÷ ①総事業費 × 10 = 自己負担割合
(45,000 ÷ 150,000 × 10) = (3割)
自己負担割合が、このケースだと3割となり2割以上を満たすので申請可能。

●条件を満たしていない例

必要経費	必要な費用の内訳	項目	単価	数量	金額	うち自主財源	助成申請額	
		会場賃借料(××市民センター)	500/回	12回	6,000			6,000
		食材費	5000/回	12回	60,000	7,000		53,000
		ガソリン代	4000/月	12ヶ月	48,000	7,000		41,000
		消耗品費	3000/月	12ヶ月	36,000	7,000		29,000
		合計(円)				150,000 ①総事業費	21,000 ②総自己負担額	
助成申請額 (1ページの助成金申請額と一致させてください)					129,000 円			

②総自己負担額 ÷ ①総事業費 × 10 = 自己負担割合
(21,000 ÷ 150,000 × 10) = (1.4割)
自己負担割合が、このケースだと1.4割となり2割未満なので申請不可能。